

鉄人



NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人二ユース事務局
 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
 TEL.042-764-4128
 FAX.042-762-9593
 編集 鈴木明子
 http://www.tobu21.co.jp

Vol.16
 2011
 9月号

THE TETSUJIN NEWS

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

このたびの東北関東大震災におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心より祈念申し上げます。 株式会社 東部 代表取締役 鈴木 郁男

e-pile 工法だから出来る...超コンパクト施工と幅広いバリエーション!

| | |
|-----|------------|
| 工事名 | (仮称) 某新築工事 |
| 施工地 | 横浜市戸塚区 |
| 用途 | 共同住宅 |



心より感謝いたします。
 ☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。

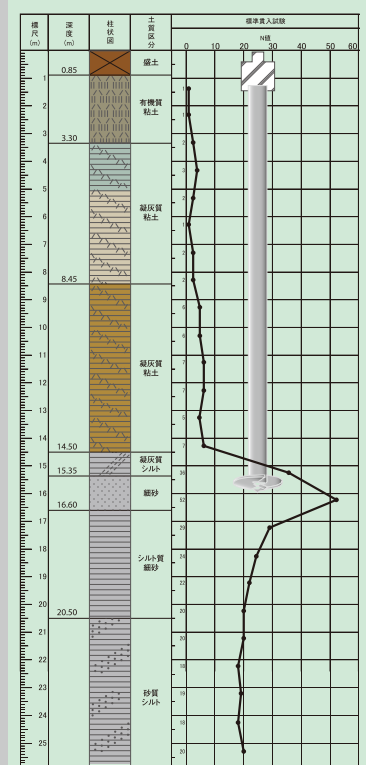
| | | |
|------|----------------------------|-------|
| 杭の種類 | φ267.4 mm L=15.0m Dw700 mm | 5set |
| | φ267.4 mm L=15.0m Dw650 mm | 11set |
| | φ216.3 mm L=15.0m Dw600 mm | 13set |

- △ 本物件は国道沿いに建設される共同住宅の杭基礎工事です。課題となった点は敷地高低差が約3.0m程あり、またクレーン等の使用も困難のため杭打ち機械及び資機材の搬入・搬出計画、且つローコスト施工であることが課題となりました。
- ◎ e-pile工法は大きなプラントや、資機材を必要としない超コンパクト施工を特徴とした工法です。杭打ち機械のラインナップも多く、あらゆる条件下での施工に対応しており、また杭軸径のバリエーションも広いことから必要に応じた経済的効果をあげることで、ご採用にいたしました。
- ◎ 元請様には簡易スロープの取り付け、重機搬入後のスロープ一時撤去、工事完了後のスロープ再取り付け等をご協力いただき安全かつスムーズに工事を完了する事が出来ました。



(仮称) 某新築工事

ボーリング柱状図



環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

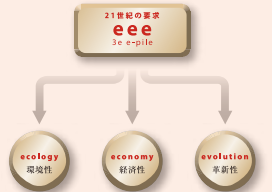


国土交通省大臣認定工法

鋼管杭基礎総合メーカー
Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>

3e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力性、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology (環境性)、economy (経済性)、evolution (革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。



エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたもののだけが与えられる称号です。



鋼管杭基礎総合メーカー
Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>

- 本社
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971
- 地盤評価センター
 〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本6-5-10 中屋第2ビル5F J号室 TEL.042-775-6303 FAX.042-775-6304
- 施工管理センター
 〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

東日本大震災による被災者に対して全国からお寄せいただいた義援金を被災都道県に配分するため、厚生労働省の協力を得て、学識経験者、被災都道県および日本赤十字社、中央共同募金会をはじめとする義援金受付団体を構成メンバーとする「義援金配分割合決定委員会」が4月8日（金）に設置されました。

この委員会で、被災状況に応じて、それぞれの被災都道県への義援金の配分割合が審議され、決定しました。具体的には「住宅全壊・全焼・流失、死亡、行方不明者は35万円」、「住宅半壊・半壊は18万円」、「原簿避難指示・屋内退避指示圏域の世帯は35万円」を基準として、これに対象世帯・対象者数を乗じた額を各被災都道県に配分することになりました。

今後、日本赤十字社は、この考え方に従い各被災都道県から申請された額を直ちにそれぞれの都道県に送金することとしています。これにより各被災都道県ごとに設置される義援金配分委員会において個別の被災世帯ごとに配分されることとなります。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日（月）～平成23年9月30日（金）

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金額収証（ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含）をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

● 通常払込み（ゆうちょ銀行・郵便局）

● 銀行振込

● クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力

● ファミリーマート「Famiポート募金」

● 家電エコポイント・住宅エコポイントによるご協力

日本赤十字社 HP より

健康コラム

ワンポイント



季節の変わり目は
体調管理に気を付けて！

秋が近づくとつれ、朝夕は過ごしやすくなりました。

けれど、季節の変わり目に体調を崩してしまう人はとても多いです。

どうして季節の変わり目に調子が悪くなるのでしょうか？その原因の一つには気温の変化が挙げられます。自律神経にストレスを与えて体温調節に変調が起き、免疫力や抵抗力が弱まってしまうのです。

また、夏バテや紫外線などの影響が加わる事で体調を崩す症状が表れやすくなる時期なのです。この時期に、風邪など体調を崩しやすい人は、生活のリズムを整え、いつも以上にバランスの取れた食事を摂る等、健康を意識した生活を、秋バテにならないようにしましょう。

【秋バテ防止のポイント！】

Point 1 体を温める食生活

夏の弱った胃腸を整えるためにスープ系の食事を多く摂取しましょう。特に根菜類を多く入れたスープや豚汁等、疲れた体を休ませましょう。お酒も、冷たいビールやカクテルから、常温で楽しめるお酒に切り替えてみましょう。日本酒やワイン、さらに常温の水で割った焼酎等、からだを温める効果が促進されます。いくら食欲の秋とはいえ、暴飲暴食はいけませんので程ほどに（＾＾）；



Point 2 たまには休息も

季節の変わり目は、そもそも体を調整する時期。お出かけ回数もちょっと減らして少し横になる時間を増やしましょうね。でも、規則正しい生活は忘れずに。



経理マンが行く



賑やかなセミの声も、夕暮れ時の鈴虫の声に変わり、夏の終盤と秋の始まりを感じます。年末に向けて更には忙しくなりますが、夏に引き続き体調管理を万全にがんばりましょう。経理をご担当の皆さま、業務スケジュールにお役立て下さいませ。

経理・税務 事務暦

- 6月・8月・10月及び1月中（均等割のみを課する場合にあっては6月中）において市町村の条例で定める日
 - ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第1期分）
- 8月中において各都道府県の条例で定める日
 - ・個人事業税の納付（第1期分）
- 8月中において市町村の条例で定める日
 - ・個人の道府県民税及び市町村税の納付（第2期分）
- 8月31日
 - ・6月決算法人の確定申告
 - …＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 - ・3月・6月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告…＜消費税・地方消費税＞
 - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告…＜消費税・地方消費税＞
 - ・12月決算法人の中間申告
 - …＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞…半期分
 - ・消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告…＜消費税・地方消費税＞
 - ・消費税の年税額が4,800万円超の5月・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）…＜消費税・地方消費税＞
 - ・個人事業者の23年分の消費税・地方消費税の中間申告
- 9月12日
 - ・8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
- 9月30日
 - ・7月決算法人の確定申告
 - …＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
 - ・1月・4月・7月・10月の決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
 - …＜消費税・地方消費税＞
 - ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告…＜消費税・地方消費税＞
 - ・1月決算法人の中間申告
 - …＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞…半期分
 - ・消費税の年税額が400万円超の1月・4月・10月決算法人の3月ごとの中間申告
 - …＜消費税・地方消費税＞
 - ・消費税の年税額が4,800万円超の6月・7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）…＜消費税・地方消費税＞

※掲載しているスケジュールが急に変更される場合もありますので、必ずお近くの税務署などにご確認ください。